

山口市男女共同参画センター団体登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則（平成21年山口市規則第14号。以下規則という。）第8条第1項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を図るため活動を行う団体の登録について、必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 登録を受けることができる団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた活動や学習を継続的に行っていること。
- (2) 原則として団体、グループの構成員を5人以上とし、その半数以上が山口市内に住所を有し、又は通勤、若しくは通学していること。
- (3) 規約、会則又はこれに準ずるものにより、その団体の目的や活動内容等が把握できる団体であること。
- (4) 山口市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の事業や運営等に参加又は協力できる団体であること。
- (5) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

2 前項各号の条件のいずれかを満たさない場合でも、男女共同参画社会の実現のために有益であり、市長が特に認めた場合は登録を認定するものとする。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をする団体は、規則第8条第1項の山口市男女共同参画センター団体登録申請書（以下「登録申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の目的、活動内容等が把握できる規約その他の書類
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書及び活動報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 登録の申請は随時行うことができる。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、規則第8条第2項の山口市男女共同参画センター団体登録決定通知書の登録期間とする。

(登録の更新)

第5条 登録の有効期間満了後、引き続いて登録を受けようとする団体は、新たに、登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、登録の有効期間が満了する日の3箇月前から行うことができる。

(登録団体の取消し)

第6条 市長は、登録団体の申請内容に虚偽があることが判明した場合、センター利用方法が不相当であると認めた場合、及びこの要綱の趣旨に反する行為があったと認めた場合には、登録を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。